

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 |
| 2 | ①: 政策評価の対象税目 | (法人税: 義) (国税 9) (法人住民税、法人事業税: 義 (自動連動)) (地方税 4) (所得税: 外) (国税 9) (個人住民税: 外 (自動連動)) (地方税 4) |
| | ②: 上記以外の税目 | - |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設・拡充・ 延長 】 【 単独 ・主管・共管】 |
| 4 | 内容 | <p>《現行制度の概要》</p> <p>農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価額が100万円（交雑種は80万円、乳用種は50万円）未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、個人にあっては、その肉用牛の売却により生じた事業所得について所得税及び住民税を免税し、法人にあっては、その肉用牛の売却により生じた利益の額を損金の額に算入する。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年間延長。</p> <p>【国税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税（令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間） ・所得税（令和6年1月1日～令和8年12月31日までの3年間） <p>【地方税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人住民税、法人事業税、個人住民税 (令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間) <p>《関係条項》</p> <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第67条の3 旧第68条の101（令和4年3月31日まで） ：令和2年度税制改正における法人税法の一部改正により 廃止（令和4年4月1日施行） <p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第25条 |

| | | |
|---|----------------|--|
| | | ・ 地方税法附則 第6条 |
| 5 | 担当部局 | 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期：令和4年4月～8月 分析対象期間：平成30年度～令和9年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 創設年度：昭和42年度（地方税は昭和43年度） 改正経緯 令和2年度：3年延長。 平成23年度：3年延長、1戸当たりの売却頭数の上限を見直し（2,000頭から1,500頭）、1頭当たりの売却価額の上限を見直し（交雑種の売却価額の上限を100万円から80万円）。 平成20年度：3年延長、1戸当たりの売却頭数に上限（2,000頭）を設定、1頭当たりの売却価額の上限を見直し（乳用種の売却価額の上限を100万円から50万円）。 平成17年度：3年延長、適用期間を5年間から3年間に短縮。 昭和55年度：5年延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1頭当たりの売却価額に上限（100万円）を設定。 |
| 8 | 適用又は延長期間 | 【国税】 ・ 法人税 （令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間） ・ 所得税 （令和6年1月1日～令和8年12月31日までの3年間） 【地方税】 ・ 法人住民税、法人事業税、個人住民税 （令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間） |
| 9 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 また、高齢化に伴う離農が進展する中、中国における需要増加や昨今のウクライナ情勢に伴う飼料穀物の価格高騰による生産コストの増加や、国際経済連携協定に基づく段階的な牛肉関税削減の影響が懸念されるなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。 さらに、「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：3,600億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、生産基盤の強化が不可欠である。 このような中、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用するこ |

とによって、「食料・農業・農村基本計画」において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標（目標年度令和12年度）達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により肉用牛経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に選定された牛肉の輸出拡大に資する。

《政策目的の根拠》

「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」

・ 「需要が旺盛な畜産物、（中略）等、国内外の需要の変化に的確に対応した生産・供給を計画的に進める必要」、「国内外の需要に応じた生産を進めるためには、国内農業の生産基盤の強化が必要」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定め（牛肉：40万トン）ているとともに、「令和12年度までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（牛肉：3,600億円）とすることを目指す」とされている。

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和2年3月農林水産省策定）」

・ 「酪農・肉用牛生産が持つ、『牛乳・乳製品、牛肉の安定供給』、『条件不利な地域も含めた国土の有効活用』、『農村地域の活性化』、『資源循環』等の役割は、今後も必要不可欠なもの」とされている。

「農林水産業・地域の活力創造プラン（令和4年6月21日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」

・ 「我が国農業を持続的に発展させていくためには、海外で高まるニーズを捉え、輸出を更に拡大するとともに、こうした新しい需要にも対応できるよう、中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く生産基盤の強化を図り、農業を国際競争や災害にも負けない足腰の強い産業へとしていくことが必要である。このため、生産基盤強化を目的とする関連政策※を重点的に推進する」とされている。

※「農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）」

・ 「牛肉・牛乳乳製品の国内需要の増加への対応と輸出の一層の拡大を目指すためには、高品質な牛肉・牛乳乳製品を安定的に供給できる生産体制を構築する必要」、「2035年度までに和牛の生産量を30万トン（2018年14.5万トン）まで拡大させる」とされている。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月閣議決定）」

・ 「農林水産物・食品の輸出について、2030年5兆円の目標達成に向け、2025年2兆円の達成を目指す」、「畜産の生産基盤の強化のため、和牛増頭、省力化機械・ICT導入、新規就農者投資、飼料生産を担う外部支援組織の育成、食肉輸出施設整備等を支援する」とされている。

② 政策体系における政策目的の位置付け

[大目標]

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

[中目標]

農業の持続的な発展

[政策分野]

⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③ 達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」において、令和12年度※の牛肉（部分肉）の生産量を達成目標としている。

※ 目標年度については、食料・農業・農村基本計画において10年後の数値目標が設定されることから令和12年度とした（5年毎に見直し）。

※ 中間目標については、租税特別措置の延長期間である令和9年度における生産量を年平均伸び率から推計した。

【牛肉生産量の目標】

単位：万トン

| | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|-----------|
| 生産量 | 33.0 <51.4> | 33.6 <51.5> | 34.2 <51.6> | 34.8 <51.7> | 35.3 | 35.9 |

| | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 12年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 生産量 | 36.5 | 37.1 | 37.7 | 38.3 | 40 |

※ 目標値（平成30年度～令和3年度は上段の数値）は現行の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に即したもので、部分肉ベースの数値。

※ 平成30年度～令和12年度の年平均伸び率は0.58%となる。

※ 比率は「令和12年度 / 平成30年度 = 121」となる。

※ 平成30年度～令和3年度の下段の目標値（<>内の数値）は、前の食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）に則したもので、枝肉ベースの数値。

※ 平成25年度の牛肉（枝肉）生産量は51万トン、平成37年度は52万トンであり、平成30年度～令和3年度の目標値は、生産量を年平均伸び率から推計。

※ 平成25年度～平成37年度の年平均伸び率は0.16%となる。

※ 比率は「平成37年度/平成25年度=102」となる。

| | | <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 [測定指標] ・牛肉（部分肉）生産量 ・肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数</p> <p>[達成目標実現による寄与] 本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するとともに、供給制約によるボトルネックを解消することにより、国産牛肉の輸出拡大にも寄与する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------------------|---|-----------------|---------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 10 有効性等 | ① 適用数 | <p>【法人】</p> <p style="text-align: right;">単位：法人、件</p> <table border="1" data-bbox="596 734 1406 958"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 30年度 実績/見込</th> <th>令和 元年度 実績/見込</th> <th>令和 2年度 実績</th> <th>令和 3年度 見込</th> <th>令和 4年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>4,122</td> <td>4,325</td> <td>4,528</td> <td>4,731</td> <td>4,934</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,776</td> <td>1,909</td> <td>1,893</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="596 981 1406 1205"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 5年度 見込</th> <th>令和 6年度 見込</th> <th>令和 7年度 見込</th> <th>令和 8年度 見込</th> <th>令和 9年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>5,136</td> <td>5,339</td> <td>5,542</td> <td>5,745</td> <td>5,948</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。 ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※ 平成30年度～令和2年度の適用件数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値を採用。 ※ 令和3～9年度の適用数は、直近7カ年（平成26～令和2年度）の適用数の平均値を採用。 ※ 令和2年度以外の「適用の範囲」は令和2年及び平成27年の農林業センサス（農林水産省）の数値を用いた推計値であることから見込である。 ※ 令和2年度の「適用の範囲」は令和2年の農林業センサス（農林水産省）の数値を採用 ※ 適用の範囲、適用数の算出根拠は別添3～5のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地所有適格法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 ・ 前回要望時において想定した令和2年度の適用者数は1,288件であったが、令和2年度の実績は1,893件であり、想定を上回った。 | | 平成 30年度 実績/見込 | 令和 元年度 実績/見込 | 令和 2年度 実績 | 令和 3年度 見込 | 令和 4年度 見込 | 適用の範囲 | 4,122 | 4,325 | 4,528 | 4,731 | 4,934 | 適用件数 | 1,776 | 1,909 | 1,893 | 1,644 | 1,644 | | 令和 5年度 見込 | 令和 6年度 見込 | 令和 7年度 見込 | 令和 8年度 見込 | 令和 9年度 見込 | 適用の範囲 | 5,136 | 5,339 | 5,542 | 5,745 | 5,948 | 適用件数 | 1,644 | 1,644 | 1,644 | 1,644 | 1,644 |
| | 平成 30年度 実績/見込 | 令和 元年度 実績/見込 | 令和 2年度 実績 | 令和 3年度 見込 | 令和 4年度 見込 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用の範囲 | 4,122 | 4,325 | 4,528 | 4,731 | 4,934 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用件数 | 1,776 | 1,909 | 1,893 | 1,644 | 1,644 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 令和 5年度 見込 | 令和 6年度 見込 | 令和 7年度 見込 | 令和 8年度 見込 | 令和 9年度 見込 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用の範囲 | 5,136 | 5,339 | 5,542 | 5,745 | 5,948 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用件数 | 1,644 | 1,644 | 1,644 | 1,644 | 1,644 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【個人】

単位：人、件

| | 平成 30年度 実績/見込 | 令和 元年度 実績/見込 | 令和 2年度 実績 | 令和 3年度 見込 | 令和 4年度 見込 |
|-------|---------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 適用の範囲 | 55,732 | 52,472 | 49,211 | 45,950 | 42,690 |
| 適用件数 | 20,923 | 19,452 | 17,374 | 20,369 | 20,369 |

| | 令和 5年度 見込 | 令和 6年度 見込 | 令和 7年度 見込 | 令和 8年度 見込 | 令和 9年度 見込 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 適用の範囲 | 39,429 | 36,169 | 32,908 | 29,647 | 26,387 |
| 適用件数 | 20,369 | 20,369 | 20,369 | 20,369 | 20,369 |

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。

※ 所得税及び個人住民税については同一件数。

※ 平成30年度～令和2年度の適用数は、統計年報（国税庁）の値を採用。

※ 令和3年度～令和9年度の適用数は直近7カ年（平成26～令和2年度）の適用件数の平均値を採用。

※ 令和2年度以外の「適用の範囲」は令和2年及び平成27年の農林業センサス（農林水産省）の数値を用いた推計値であることから見込である。

※ 令和2年度の「適用の範囲」は令和2年の農林業センサス（農林水産省）の数値を採用

※ 適用の範囲、適用数の算出根拠は別添6及び7のとおり。

- ・ 農業を営む個人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。
- ・ 前回要望時において想定した令和2年度の適用者数は20,159件であったが、令和2年度の実績は17,374件であり、想定を下回った。これは、農家戸数の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、子牛価格や枝肉価格が低下したことに伴い、本特例措置の利用が減ったためと推察される。

②: 適用額

【法人】

単位：百万円

| | 平成 30年度 実績 | 令和 元年度 実績 | 令和 2年度 実績 | 令和 3年度 見込 | 令和 4年度 見込 |
|-----|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 適用額 | 33,862 | 37,834 | 32,059 | 32,379 | 32,379 |

| | 令和 5年度 見込 | 令和 6年度 見込 | 令和 7年度 見込 | 令和 8年度 見込 | 令和 9年度 見込 |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 適用額 | 32,379 | 32,379 | 32,379 | 32,379 | 32,379 |

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。

※ 平成30年度～令和2年度の法人税の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値を採用。

※ 令和3年度～令和9年度の適用額は、直近7カ年（平成26～令和2年度）の適用額平均値を採用。

※ 適用額の算出根拠は別添3～5のとおり。

なお、適用額については法人税、法人住民税、法人事業税で同一である。

- ・ 前回要望時において想定した適用額は26,297百万円であったが、適用額は個々の経営における収益性の変動等にも左右されるものの、令和2年度の実績は32,059百万円であり、想定を上回った。

③: 減収額

【法人】

単位：百万円

| | 平成 30年度 実績 | 令和 元年度 実績 | 令和 2年度 実績 | 令和 3年度 見込 | 令和 4年度 見込 |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 法人税 | 2,500 | 2,600 | 2,000 | 2,257 | 2,257 |
| 法人住民税 | 1,018 | 1,132 | 602 | 989 | 989 |
| 法人事業税 | 2,996 | 3,341 | 2,781 | 2,864 | 2,864 |
| 減収額計 | 6,514 | 7,073 | 5,383 | 6,110 | 6,110 |

| | 令和 5年度 見込 | 令和 6年度 見込 | 令和 7年度 見込 | 令和 8年度 見込 | 令和 9年度 見込 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 法人税 | 2,257 | 2,257 | 2,257 | 2,257 | 2,257 |
| 法人住民税 | 989 | 989 | 989 | 989 | 989 |
| 法人事業税 | 2,864 | 2,864 | 2,864 | 2,864 | 2,864 |
| 減収額計 | 6,110 | 6,110 | 6,110 | 6,110 | 6,110 |

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。

- ※ 平成30年度～令和2年度の法人税の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は損金算入額であるため、租税特別措置の増減収額試算の値を採用。
- ※ 平成30年度～令和2年度の法人住民税及び法人事業税の減収額は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の値を採用。
- ※ 令和3年度～令和9年度の法人税、法人住民税、法人事業税ともに、直近7カ年（平成26～令和2年度）の減収額の平均値を採用
- ※ 減収額計は法人税、法人住民税及び法人事業税の合計（各税の減収額は別添3～5のとおり）。

【個人】

単位：百万円

| | 平成 30年度 実績 | 令和 元年度 実績 | 令和 2年度 実績 | 令和 3年度 見込 | 令和 4年度 見込 |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 所得税 | 13,415 | 12,260 | 8,065 | 8,000 | 8,000 |
| 個人住民税 | 8,479 | 7,571 | 5,495 | 7,841 | 7,841 |
| 減収額計 | 21,894 | 19,831 | 13,560 | 15,841 | 15,841 |

| | 令和 5年度 見込 | 令和 6年度 見込 | 令和 7年度 見込 | 令和 8年度 見込 | 令和 9年度 見込 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 所得税 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |
| 個人住民税 | 7,841 | 7,841 | 7,841 | 7,841 | 7,841 |
| 減収額計 | 15,841 | 15,841 | 15,841 | 15,841 | 15,841 |

- ※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。
- ※ 平成30年度～令和2年度の所得税の減収額は、統計年報（国税庁）の値を採用。
- ※ 平成30年度～令和2年度の個人住民税の減収額は、統計年報（国税庁）の特例措置を適用した肉用牛の売却所得金額に住民税10%を乗じた値を採用。
- ※ 令和3年度～令和9年度の所得税の減収額は、法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額（令和4年度）の値を採用。
- ※ 令和3年度～令和9年度の個人住民税の減収額は、直近7カ年（平成26～令和2年度）の減収額の平均値を採用
- ※ 減収額計は所得税、個人住民税の合計（各税の減収額は別添6及び7のとおり）。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
【牛肉生産量】

単位：万トン、%

| | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|-----------|
| 目標 | 33.0 <51.4> | 33.6 <51.5> | 34.2 <51.6> | 34.8 <51.7> | 35.3 | 35.9 |
| 実績/見込 | 33.0 <47.6> | 33.0 <47.1> | 33.5 <47.9> | 33.6 <48.0> | 34.9 | 35.1 |
| 達成度 | - <92.6> | 98.2 <91.5> | 98.0 <92.8> | 96.6 <92.8> | 98.9 | 97.8 |

| | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 目標 | 36.5 | 37.1 | 37.7 | 38.3 |
| 見込 | 36.1 | 36.7 | 37.4 | 38.3 |
| 達成度 | 98.9 | 98.9 | 99.2 | 100 |

※ 農林水産省「食肉流通統計」及び農林水産省食肉鶏卵課試算より。

※ 目標値（平成30年度～令和3年度の上段及び令和4年度以降）は、現行の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に即したもので、部分肉ベースの数値。

※ 平成30年度～令和3年度の下段の目標値は、前の食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）に即したもので、枝肉ベースの数値。

※ 平成30年度～令和3年度の実績値は、農林水産省「食肉流通統計」による実績値（上段：部分肉ベース、下段：枝肉ベース）。

※ 令和4年度～令和9年度見込値は農林水産省食肉鶏卵課試算による数値。

出典：農林水産省「食肉流通統計」「畜産統計」
独立行政法人家畜改良センター「届出情報の統計」

各年度の牛肉（部分肉）生産量（見込値）は、各年度に想定される肥育牛頭数^{※1} × 出荷係数^{※2} × 部分肉生産係数^{※3}

※1：各年の出生頭数と各品種の肥育期間を基に推計

※2：令和元年度から令和3年度のと畜頭数（実績）と過年度に生産された子牛のうち各年度に出荷が見込まれる子牛頭数（推計）から算出

※3：令和元年度から令和3年度にと畜された頭数（実績）と部分肉生産量（実績）を基に、各品種の1頭あたり部分肉生産量を算出

特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

前回要望時（令和元年）に目標とした牛肉（枝肉）生産量（平成30年度から令和3年度）については、令和2年度以降、前年度を上回って推移したものの、91.5%から92.8%の達成にとどまった。

また、現行の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に即した牛肉（部分肉）生産量（平成30年度から令和3

年度)に対しても、令和2年度以降、前年度を上回って推移したものの、96.6%から98.2%の達成にとどまった。

この主な要因として、肉用牛繁殖雌牛は増加傾向で推移し、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用子牛生産者の高齢化等の進展により小規模層を中心に飼養戸数が減少したため、牛肉生産量は大幅な増加とはならなかったと考えられる。

一方で、「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(令和3年)」「食肉鶏卵課実施」では、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てたと回答した者の割合は個人全体の89%、法人全体の85%を占める結果であり、税負担の軽減分は規模拡大に向けた投資に向けられている。また、今後の本特例措置の税負担の軽減分の活用見込みについても、同様に「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てる予定と回答した者の割合が個人全体の91%、法人全体の84%を占める結果であり、本特例措置を継続することにより、中長期的に肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、達成目標である令和9年度時点の牛肉(部分肉)生産量の達成に寄与する。

【肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数】

単位：頭

| | 平成 30年 実績 | 令和 元年 実績 | 令和 2年 実績 | 令和 3年 実績 |
|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 1戸当たりの 飼養頭数 | 52.0 | 54.1 (55.4) | 58.2 | 61.9 |

※ 農林水産省「畜産統計」より。

※ 令和2年度から統計手法が変更されたため、令和2年の集計結果を用いて集計した平成31年の数値を括弧内に参考値として記載。

肉用子牛生産者の高齢化等の進展により、小規模層を中心に飼養戸数が減少しているものの、生産基盤の強化に取り組み、繁殖雌牛頭数が増加傾向で推移している。このような中、引き続き、本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなり、これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置の要望に当たり実施した肉用牛経営者を対象とした実態調査（有効回答数約1,800件）によれば、特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量（推計）が増加し規模拡大が進んでおり、非適用者と比較して、個人では約4倍、法人では約4.2倍の水準にある。

【特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数等の推移】

| | 単位 | 令和 2年 実績 | 令和 3年 実績 | 対前年比 |
|-------------------------------------|----|----------------|----------------|--------|
| 1戸当たりの頭数（個人） | 頭 | 45.8 | 51.7 | 112.8% |
| 1戸当たりの牛肉生産量 ^(※1) （個人） | トン | 13.8 | 15.6 | |
| 1戸当たりの頭数（法人） | 頭 | 949.2 | 1,099.8 | 115.9% |
| 1戸当たりの牛肉生産量 （法人） | トン | 286.8 | 330.8 | |

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」より。

(※1) 1戸当たりの牛肉生産量(推計) = (1戸当たりの飼養頭数) × (飼養頭数のうち販売される頭数の割合) × (1頭当たりの平均枝肉重量)

- ・ 飼養頭数のうち販売される頭数の割合（1戸当たりの平均）
： 畜産物生産費統計より、1経営体当たりの平均販売頭数を平均飼養頭数で除して算出
- ・ 1頭当たりの平均枝肉重量
： 食肉流通統計より、年間の取引枝肉重量の合計を取引頭数で除して算出

【特例措置非適用者（※2）の1戸当たりの飼養頭数等の推移】

| | 単位 | 令和 2年 実績 | 令和 3年 実績 | 対前年比 |
|-------------------------------------|----|----------------|----------------|--------|
| 1戸当たりの頭数（個人） | 頭 | 12.1 | 12.8 | 105.7% |
| 1戸当たりの牛肉生産量 ^(※1) （個人） | トン | 3.7 | 3.9 | |
| 1戸当たりの頭数（法人） | 頭 | 208.3 | 259.4 | 124.5% |
| 1戸当たりの牛肉生産量 （法人） | トン | 62.9 | 78.0 | |

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」より。

(※2) 特例措置非適用者

： 実態調査において特例措置を利用しなかった者（赤字経営であった者、総合課税を選択した者等は含まない）

また、本特例措置の適用者と非適用者について、補助金の利活用を含めた外部環境は同一であると考えられることから、それぞれの増頭数の差である個人で 5.2 頭、法人で 99.5 頭が本特例措置の直接的な効果と考えている。

【特例措置適用者・非適用者の 1 戸当たりの飼養頭数の推移】

| 区分 | | 単位 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 増加頭数 |
|--------------|----|----|------------|------------|-------|
| 特例措置適 用者 | 個人 | 頭 | 45.8 | 51.7 | 5.9 |
| | 法人 | 頭 | 949.2 | 1,099.8 | 150.6 |
| 特例措置非 適用者 | 個人 | 頭 | 12.1 | 12.8 | 0.7 |
| | 法人 | 頭 | 208.3 | 259.4 | 51.1 |

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和 3 年）」より。

飼養戸数が減少する中、飼養頭数の増加を支えているのは各経営体の規模拡大（1 戸当たり飼養頭数の増大）であり、牛肉生産量の目標達成に向けて、直近の牛肉生産量の増加基調を維持・向上する必要があり、特例措置の適用者による規模拡大が不可欠と考えられる。

今後も、引き続き本措置を講ずることで、特例措置適用者においては、非適用者に比して積極的に規模拡大が図られる。また、特例措置適用者数は 2 万件程度で推移しており、本特例措置は、国産牛肉の安定供給に貢献している。

⑤ 税収減を是認する理由等

《税収減を是認するような効果の有無》

（分析対象期間：平成 30 年度～令和 9 年度）

＜経済波及効果の試算＞

令和 2 年度の法人における推定減収額 5,383 百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使用された割合（85%）に当たる 4,576 百万円の肉用牛生産に投資したことによる経済波及効果は、生産誘発額として、約 11,530 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第 1 次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 4,343 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産増加額 7,187 百万円

※ 経済波及効果の計算方法として、「平成 27 年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表の逆行列係数（100 部門）」を使用

※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 2-1 参照

※ アンケート調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和 3 年度農林水産省食肉鶏卵課実施）」を使用

経済波及効果は約 11,530 百万円と推定減収額の 5,383 百万円を上回るため、是認できる。

また、令和 4 年度以降の法人における推定減収額 6,110 百万円のうち、実態調査において、本税制措置により免税された金額のこれからの活用先として、生産性向上、規模拡大、施設整備に充てられる割合（84%）に当たる 5,132 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 12,931 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第 1 次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 4,870 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産増加額 8,060 百万円

経済波及効果は約 12,931 百万円と推定減収額の 6,110 百万円を上回るため、是認できる。

よって、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【法人】

単位：百万円

| | 平成 30 年度 実績 | 令和 元年度 実績 | 令和 2 年度 実績 | 令和 3 年度 見込 |
|--------|-------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 減収額 | 6,514 | 7,073 | 5,383 | 6,110 |
| 経済波及効果 | 13,951 | 15,148 | 11,530 | 13,087 |

| | 令和 4 年度 見込 | 令和 5 年度 見込 | 令和 6 年度 見込 | 令和 7 年度 見込 |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 減収額 | 6,110 | 6,110 | 6,110 | 6,110 |
| 経済波及効果 | 12,931 | 12,931 | 12,931 | 12,931 |

| | 令和 8 年度 見込 | 令和 9 年度 見込 |
|--------|------------------|------------------|
| 減収額 | 6,110 | 6,110 |
| 経済波及効果 | 12,931 | 12,931 |

一方、個人においても同様に試算すると、令和 2 年度の推定減収額 13,560 百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合（89%）に当たる 12,068 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 30,407 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第1次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 11,452 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産額増加額 18,954 百万円

経済波及効果は約 30,407 百万円と推定減収額の 13,560 百万円を上回るため、是認できる。

また、令和4年度以降の個人における推定減収額 15,841 百万円のうち、実態調査において、本税制措置により免税された金額のこれからの活用先として、生産性向上、規模拡大、施設整備に充てられる割合（91%）に当たる 14,415 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 36,320 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第1次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 13,680 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産額増加額 22,640 百万円

経済波及効果は約 36,320 百万円と推定減収額の 15,841 百万円に対し、上回るため是認できる。

※ 経済波及効果の計算方法として、「平成27年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表の逆行列係数（100部門）」を使用

※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2-2参照

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」より。

よって、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【個人】

単位：百万円

| | 平成 30年度 実績 | 令和 元年度 実績 | 令和 2年度 実績 | 令和 3年度 見込 |
|--------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 減収額 | 21,894 | 19,831 | 13,560 | 15,841 |
| 経済波及効果 | 49,097 | 44,471 | 30,407 | 35,521 |

| | 令和 4年度 見込 | 令和 5年度 見込 | 令和 6年度 見込 | 令和 7年度 見込 |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 減収額 | 15,841 | 15,841 | 15,841 | 15,841 |
| 経済波及効果 | 36,320 | 36,320 | 36,320 | 36,320 |

| | | | 令和 8年度 見込 | 令和 9年度 見込 |
|----|-----|--|---|-----------------|
| | | 減収額 | 15,841 | 15,841 |
| | | 経済波及効果 | 36,320 | 36,320 |
| | | <p>本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業の発展等を通じた地域の雇用と所得の創出に資するため、関連産業を含め多大な経済波及効果があると見込まれる。</p> | | |
| 11 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山村振興地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。</p> <p>これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農が進展する中、昨今のウクライナ情勢の緊迫化に伴う飼料穀物や原油等の価格高騰による生産コストの増加や、国際経済連携協定に基づく段階的な関税削減の影響が懸念されるなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。</p> <p>さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：3,600億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。</p> <p>このため、本特例措置により自己資本の充実を図ることで経営全体を下支し、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持、新たな雇用の創出を促し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。</p> | |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。</p> <p>そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。</p> <p>また、肉用牛肥育経営安定交付金制度では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金として交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が一時的に大きく悪化した際に離農を防ぐためのセーフティーネットとして機能している。</p> <p>一方、本特例措置は、牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受ける肉用牛経営において、前向きな投資による規模拡大等による</p> | |

| | | |
|----|--------------------|---|
| | | 生産効率の向上によって経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。 |
| | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>肉用牛経営は、畑作物等の耕種経営が困難な離島、山村振興地域等の条件不利地域を含め、林地や傾斜地における草資源を利用した飼養等により国土の保全・有効活用に資する。</p> <p>また、肉用牛はと畜後の加工・流通など関連産業の裾野が広く地域の雇用創出に貢献し地域経済の活力維持に資するものである。加えて、都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の振興を図っており、その実現を図るためにも地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。</p> |
| 12 | 有識者の見解 | — |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 令和元年8月（R1 農水 03） |

1. 減税見込額積算

平成30年度

平成30年度の法人税適用件数:1,776件 ※1

平成30年度の所得税適用件数:20,923件 ※4

・法人税……①

2,500百万円 ※2

・所得税……④

13,415百万円 ※4

・法人住民税……②

1,018百万円 ※3

・個人住民税……⑤

8,479百万円 ※5

・法人事業税……③

2,996百万円 ※3

※1「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第201回国会報告)」(財務省)より

※2「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年度)を基に試算した減収額(実績推計)(財務省)より

※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第201回国会報告)」(総務省)より

※4「統計年報」(国税庁)より

※5「統計年報」(国税庁)の総所得金額等額より算出

○減税見込み額

(法人)

①+②+③ = 6,514 百万円

(個人)

④+⑤ = 21,894 百万円

2. 適用実績及び適用見込

(法人)

| 区分 | 平成30年度 (実績) | 令和元年度 (実績) | 令和2年度 (実績) | 令和3年度 (見込) | 令和4年度 (見込) |
|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 適用件数 | 1,776 | 1,909 | 1,893 | 1,644 | 1,644 |
| 減税見込額(単位:百万円) | 6,514 | 7,073 | 5,383 | 6,110 | 6,110 |
| 区分 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 (見込) | 令和7年度 (見込) | 令和8年度 (見込) | 令和9年度 (見込) |
| 適用件数 | 1,644 | 1,644 | 1,644 | 1,644 | 1,644 |
| 減税見込額(単位:百万円) | 6,110 | 6,110 | 6,110 | 6,110 | 6,110 |

(個人)

| 区分 | 平成30年度 (実績) | 令和元年度 (実績) | 令和2年度 (実績) | 令和3年度 (見込) | 令和4年度 (見込) |
|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 適用件数 | 20,923 | 19,452 | 17,374 | 20,369 | 20,369 |
| 減税見込額(単位:百万円) | 21,894 | 19,831 | 13,560 | 15,841 | 15,841 |
| 区分 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 (見込) | 令和7年度 (見込) | 令和8年度 (見込) | 令和9年度 (見込) |
| 適用件数 | 20,369 | 20,369 | 20,369 | 20,369 | 20,369 |
| 減税見込額(単位:百万円) | 15,841 | 15,841 | 15,841 | 15,841 | 15,841 |

・令和元年度～令和9年度の適用件数及び減収見込額の実績又は見込みの算出方法は、別添3～7のとおり。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(法人)

単位:百万円

| | ①投入部門 (金額) | ②投入部門 (金額) | ③投入部門 (金額) |
|--------|----------------|---------------|---------------|
| 平成30年度 | 肉用牛 (5,537) | | |
| 令和元年度 | 肉用牛 (6,012) | | |
| 令和2年度 | 肉用牛 (4,576) | | |
| 令和3年度 | 肉用牛 (5,194) | | |
| 令和4年度 | 肉用牛 (5,132) | | |
| 令和5年度 | 肉用牛 (5,132) | | |
| 令和6年度 | 肉用牛 (5,132) | | |
| 令和7年度 | 肉用牛 (5,132) | | |
| 令和8年度 | 肉用牛 (5,132) | | |
| 令和9年度 | 肉用牛 (5,132) | | |

投入額の考え方

令和3年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額のこれまでの活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が85%であった。令和2年度の減収額5,383百万円の85%に当たる4,576百万円を投入額とした。また、免税相当額のこれからの活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が84%であった。令和4年度以降の減収額6,110百万円の84%に当たる5,132百万円を投入額とした。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

| | ①投入部門 (金額) | ②投入部門 (金額) | ③投入部門 (金額) |
|--------|-----------------|---------------|---------------|
| 平成30年度 | 肉用牛 (19,486) | | |
| 令和元年度 | 肉用牛 (17,650) | | |
| 令和2年度 | 肉用牛 (12,068) | | |
| 令和3年度 | 肉用牛 (14,098) | | |
| 令和4年度 | 肉用牛 (14,415) | | |
| 令和5年度 | 肉用牛 (14,415) | | |
| 令和6年度 | 肉用牛 (14,415) | | |
| 令和7年度 | 肉用牛 (14,415) | | |
| 令和8年度 | 肉用牛 (14,415) | | |
| 令和9年度 | 肉用牛 (14,415) | | |

投入額の考え方

令和3年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が89%であった。令和2年度の減収額13,560百万円の89%に当たる12,068百万円を投入額とした。

また、免税相当額のこれからの活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が91%であった。令和4年度以降の減収額15,841百万円の91%に当たる14,415百万円を投入額とした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

| | |
|-----|------------------------|
| 項目名 | 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長 |
| 税目 | 法人税 |
| 根拠法 | 措法 67 の 3、措法旧 68 の 101 |

1 適用実績及び適用見込み

| | 元年度実績/ 一部推計 | 2年度 実績 | 3年度 見込み | 4年度 見込み | 5年度 見込み |
|------------------|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 適用の範囲 (人・法人) | 4,325 | 4,528 | 4,731 | 4,934 | 5,136 |
| 適用件数 (件) | 1,909 | 1,893 | 1,644 | 1,644 | 1,644 |
| 適用額 (千円) | 37,834,266 | 32,058,613 | 32,378,992 | 32,378,992 | 32,378,992 |
| 減収額合計 (千円) | 2,600,000 | 2,000,000 | 2,257,143 | 2,257,143 | 2,257,143 |
| 1件あたり 減収額(千円) | 1,362 | 1,192 | 1,373 | 1,373 | 1,373 |
| | 6年度 見込み | 7年度 見込み | 8年度 見込み | 9年度 見込み | |
| 適用の範囲 (人・法人) | 5,339 | 5,542 | 5,745 | 5,948 | |
| 適用件数 (件) | 1,644 | 1,644 | 1,644 | 1,644 | |
| 適用額 (千円) | 32,378,992 | 32,378,992 | 32,378,992 | 32,378,992 | |
| 減収額合計 (千円) | 2,257,143 | 2,257,143 | 2,257,143 | 2,257,143 | |
| 1件あたり 減収額(千円) | 1,373 | 1,373 | 1,373 | 1,373 | |

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(2年度) : 「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(元～2年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ③ 適用額(元～2年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ④ 減収額合計(元～2年度) : 「租税特別措置の増減収額試算(財務省)」

(2) 適用見込み

① 対象の範囲（2年度を除く各年度）：

$(4,528^{*1} - 3,514^{*2}) \div 5 = 202.8$ … 1年当たりの増加数

1年当たり202.8人増加する見込みで推計

※1「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

② 適用件数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用件数の平均

（26年度：1,224件、27年度：1,417件、28年度：1,581件、29年度：1,708件、30年度：1,776件、元年度：1,909件、2年度：1,893件）

③ 適用額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用額の平均

（26年度：23,437,643千円、27年度：29,748,367千円、28年度：35,605,934千円、29年度：34,106,372千円、30年度：33,861,750千円、元年度：37,834,266千円、2年度：32,058,613千円）

④ 減収額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の減収額の平均

（26年度：1,000,000千円、27年度：2,100,000千円、28年度：2,900,000千円、29年度：2,700,000千円、30年度：2,500,000千円、元年度：26,00,000千円、2年度：2,000,000千円）

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

| | |
|-----|------------------------------|
| 項目名 | 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長 |
| 税目 | 法人住民税 |
| 根拠法 | 地法 51、措法 67 の 3、措法旧 68 の 101 |

1 適用実績及び適用見込み

| | 元年度実績/ 一部推計 | 2 年度 実績 | 3 年度 見込み | 4 年度 見込み | 5 年度 見込み |
|--------------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 適用の範囲 (人・法人) | 4,325 | 4,528 | 4,731 | 4,934 | 5,136 |
| 適用数 (件) | 1,909 | 1,893 | 1,644 | 1,644 | 1,644 |
| 適用額 (千円) | 37,834,266 | 32,058,613 | 32,378,992 | 32,378,992 | 32,378,992 |
| 減収額合計 (千円) | 1,132,287 | 602,445 | 988,586 | 988,586 | 988,586 |
| 1 件あたり 減収額 (千円) | 593 | 318 | 601 | 601 | 601 |
| | 6 年度 見込み | 7 年度 見込み | 8 年度 見込み | 9 年度 見込み | |
| 適用の範囲 (人・法人) | 5,339 | 5,542 | 5,745 | 5,948 | |
| 適用数 (件) | 1,644 | 1,644 | 1,644 | 1,644 | |
| 適用額 (千円) | 32,378,992 | 32,378,992 | 32,378,992 | 32,378,992 | |
| 減収額合計 (千円) | 988,586 | 988,586 | 988,586 | 988,586 | |
| 1 件あたり 減収額 (千円) | 601 | 601 | 601 | 601 | |

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲 (2 年度) : 「令和 2 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用数 (元～2 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (元～2 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額合計 (元～2 年度) : 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)」

(2) 適用見込み

① 対象の範囲（2年度を除く各年度）：

$(4,528^{*1} - 3,514^{*2}) \div 5 = 202.8$ … 1年当たりの減少数

1年当たり 202.8人増加する見込みで推計

※1 「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2 「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

② 適用数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用数の平均

（26年度：1,224件、27年度：1,417件、28年度：1,581件、29年度：1,708件、30年度：1,776件、元年度：1,909件、2年度：1,893件）

③ 適用額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用額の平均

（26年度：23,437,643千円、27年度：29,748,367千円、28年度：35,605,934千円、29年度：34,106,372千円、30年度：33,861,750千円、元年度：37,834,266千円、2年度：32,058,613千円）

④ 減収額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の減収額の平均

（26年度：1,033,952千円、27年度：1,014,806千円、28年度：1,089,292千円、29年度：1,029,535千円、30年度：1,017,784千円、元年度：1,132,287千円、2年度：602,445千円）

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

| | |
|-----|------------------------------|
| 項目名 | 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長 |
| 税目 | 法人事業税 |
| 根拠法 | 地法 72、措法 67 の 3、措法旧 68 の 101 |

1 適用実績及び適用見込み

| | 元年度実績/ 一部推計 | 2年度 実績 | 3年度 見込み | 4年度 見込み | 5年度 見込み |
|------------------|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 適用の範囲 (人・法人) | 4,325 | 4,528 | 4,731 | 4,934 | 5,136 |
| 適用件数 (件) | 1,909 | 1,893 | 1,644 | 1,644 | 1,644 |
| 適用額 (千円) | 37,834,266 | 32,058,613 | 32,378,992 | 32,378,992 | 32,378,992 |
| 減収額合計 (千円) | 3,340,745 | 2,780,638 | 2,864,302 | 2,864,302 | 2,864,302 |
| 1件あたり 減収額(千円) | 1,750 | 1,469 | 1,742 | 1,742 | 1,742 |
| | 6年度 見込み | 7年度 見込み | 8年度 見込み | 9年度 見込み | |
| 適用の範囲 (人・法人) | 5,339 | 5,542 | 5,745 | 5,948 | |
| 適用件数 (件) | 1,644 | 1,644 | 1,644 | 1,644 | |
| 適用額 (千円) | 32,378,992 | 32,378,992 | 32,378,992 | 32,378,992 | |
| 減収額合計 (千円) | 2,864,302 | 2,864,302 | 2,864,302 | 2,864,302 | |
| 1件あたり 減収額(千円) | 1,742 | 1,742 | 1,742 | 1,742 | |

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(2年度) : 「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(元～2年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ③ 適用額(元～2年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ④ 減収額合計(元～2年度) : 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」

(2) 適用見込み

① 対象の範囲（2年度を除く各年度）：

$(4,528^{*1} - 3,514^{*2}) \div 5 = 202.8$ … 1年当たりの減少数

1年当たり 202.8人増加する見込みで推計

※1「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

② 適用件数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用件数の平均

（26年度：1,224件、27年度：1,417件、28年度：1,581件、29年度：1,708件、30年度：1,776件、元年度：1,909件、2年度：1,893件）

③ 適用額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用額の平均

（26年度：23,437,643千円、27年度：29,748,367千円、28年度：35,605,934千円、29年度：34,106,372千円、30年度：33,861,750千円、元年度：37,834,266千円、2年度：32,058,613千円）

④ 減収合計額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の減収額の平均

（26年度：2,060,591千円、27年度：2,706,931千円、28年度：3,151,527千円、29年度：3,013,318千円、30年度：2,996,363千円、元年度：3,340,745千円、2年度：2,780,638千円）

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

| | |
|-----|------------------------|
| 項目名 | 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長 |
| 税目 | 所得税 |
| 根拠法 | 措法 25 |

1 適用実績及び適用見込み

| | 元年度実績/ 一部推計 | 2年度実績/ 一部推計 | 3年度 見込み | 4年度 見込み | 5年度 見込み |
|------------------|----------------|----------------|------------|------------|------------|
| 適用の範囲 (人・法人) | 52,472 | 49,211 | 45,950 | 42,690 | 39,429 |
| 適用件数 (件) | 19,452 | 17,374 | 20,369 | 20,369 | 20,369 |
| 減収額合計 (千円) | 12,260,000 | 8,065,000 | 8,000,000 | 8,000,000 | 8,000,000 |
| 1件あたり 減収額(千円) | 630 | 464 | 393 | 393 | 393 |
| | 6年度 見込み | 7年度 見込み | 8年度 見込み | 9年度 見込み | |
| 適用の範囲 (人・法人) | 36,169 | 32,908 | 29,647 | 26,387 | |
| 適用件数 (件) | 20,369 | 20,369 | 20,369 | 20,369 | |
| 減収額合計 (千円) | 8,000,000 | 8,000,000 | 8,000,000 | 8,000,000 | |
| 1件あたり 減収額(千円) | 393 | 393 | 393 | 393 | |

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(2年度) : 「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数(元～2年度) : 「統計年報(国税庁)」
- ③ 減収額合計(元～2年度) : 「統計年報(国税庁)」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲(2年度を除く各年度) :
 $(65,514^{*1} - 49,211^{*2}) \div 5 = 3,260.6$ … 1年当たりの減少数
1年当たり3,260.6人減少する見込みで推計
※1 「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
※2 「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

- ② 適用件数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用件数の平均
（26年度：19,005件、27年度：21,291件、28年度：
23,256件、29年度21,282件、30年度：20,923件
元年度：19,452件、2年度：17,374件）
- ③ 減収額（3～9年度）：財務省「法人税関係以外の租税特別措置法の増減収
見込額（令和4年8月）

税制措置の適用実績及び適用見込み

| | |
|-----|------------------------|
| 項目名 | 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長 |
| 税 目 | 個人住民税 |
| 根拠法 | 地法附 6 |

1 適用実績及び適用見込み

| | 元年度実績/ 一部推計 | 2年度実績/ 一部推計 | 3年度 見込み | 4年度 見込み | 5年度 見込み |
|------------------|----------------|----------------|------------|------------|------------|
| 適用の範囲 (人・法人) | 52,472 | 49,211 | 45,950 | 42,690 | 39,429 |
| 適用件数 (件) | 19,452 | 17,374 | 20,369 | 20,369 | 20,369 |
| 減収額合計 (千円) | 7,571,100 | 5,495,200 | 7,840,729 | 7,840,729 | 7,840,729 |
| 1件あたり 減収額(千円) | 389 | 316 | 385 | 385 | 385 |
| | 6年度 見込み | 7年度 見込み | 8年度 見込み | 9年度 見込み | |
| 適用の範囲 (人・法人) | 36,169 | 32,908 | 29,647 | 26,387 | |
| 適用件数 (件) | 20,369 | 20,369 | 20,369 | 20,369 | |
| 減収額合計 (千円) | 7,840,729 | 7,840,729 | 7,840,729 | 7,840,729 | |
| 1件あたり 減収額(千円) | 385 | 385 | 385 | 385 | |

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(2年度) : 「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数(元～2年度) : 「統計年報(国税庁)」
- ③ 減収額合計(元～2年度) :

$$[\text{総所得金額等額}^{\ast 1}] \times [\text{税率(都道府県、市町村)}^{\ast 2}]$$

※1 「統計年報(国税庁)」 ※2 都道府県4%、市町村6%

(2) 適用見込み

① 適用の範囲（2年度を除く各年度）：

$$(65,514^{*1} - 49,211^{*2}) \div 5 = 3,260.6 \quad \dots 1 \text{年当たりの減少数}$$

1年当たり 3,260.6 人減少する見込みで推計

※ 1 「平成 27 年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

※ 2 「令和 2 年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

② 適用件数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用件数の平均

(26年度：19,005件、27年度：21,291件、28年度：23,256件、29年度：21,282件、30年度：20,923件、元年度：19,452件、2年度：17,374件)

③ 減収額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の減収額の平均

(26年度：4,971,700千円、27年度：7,740,700千円、28年度：10,951,300千円、29年度：9,676,000千円、30年度：8,479,100千円、元年度：7,571,100千円、2年度：5,495,200千円)